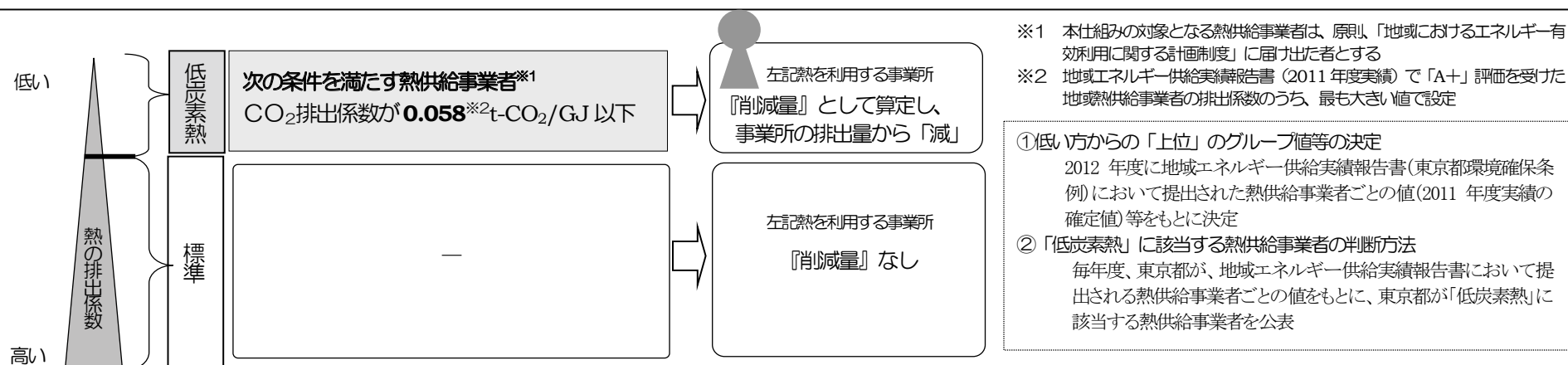


3（36） 総量削減義務の履行手段 ④低炭素熱の選択の仕組み

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
（例）どの熱供給事業者から熱の供給を受けていても、都が設定した熱のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、電気の「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入

●「低炭素熱の選択の仕組み」（イメージ）



●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の地域熱供給事業者の排出係数等により削減量を算定
- ✓ 「低炭素熱」に該当する熱供給事業者は、毎年度、都が公表（地域エネルギー供給実績報告書における公表値等をもとに）
- ✓ 熱供給事業者の排出係数は、「低炭素電力等の選択の仕組み」及び「高効率コージェネ受入評価」を加味せず算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

<イメージ>		第1計画期間		第2計画期間				
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
熱供給事業者	熱供給	熱供給	→ ◎「低炭素熱エントリシート」等を都に提出 (地域エネルギー供給実績報告書に添付)					
	2013年度 熱供給事業者の 排出係数等		■2013年度の状況が要件に適合する 熱供給事業者を都が公表					
指定地球温暖化対策事業所			低炭素熱の 選択	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 2015年度 受入熱量	→ ★検証 → ◎計画 書提出	以降、毎年度同様		

「2年度前の熱供給事業者の排出係数等」及び「算定年度受入熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定（一定の利用上限を設定）

削減量

算定年度
受入熱量

※3

×

第2期の排出係数
(0.060 t-CO₂/GJ)

－

熱供給事業者の排出係数
(2年度前)

〕² ×

0.5

第2期の排出係数
(0.060 t-CO₂/GJ)

算定年度排出量

※4

「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂排出量」－

削減量

※3 低炭素熱と低炭素熱の要件に該当しない熱の受入が混在する場合：低炭素熱の要件に該当する熱供給事業者等からの受入熱量分のみ削減量を算定

※4 基準排出量の算定においては、低炭素熱による削減量を減しない

3（37） 総量削減義務の履行手段 ⑤高効率コジェネの取扱い

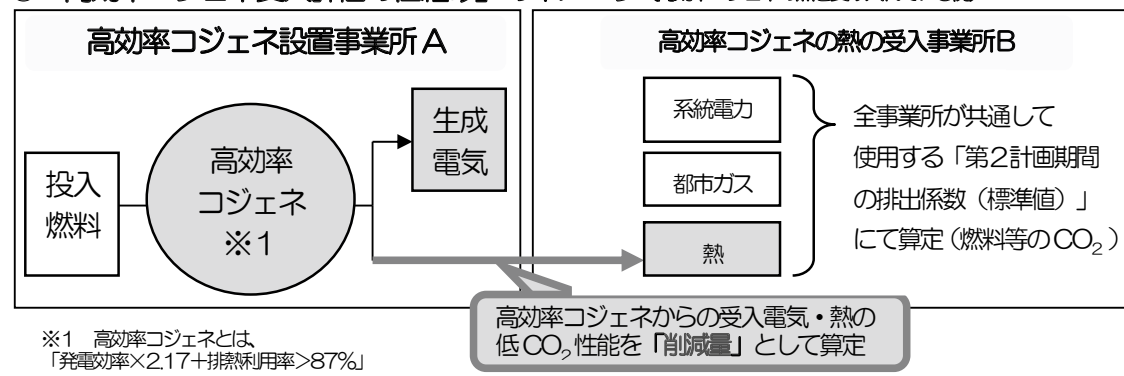
- 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない。
- 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	●高効率コジェネの要件^{※1}（都規定）に適合すれば、「削減量」を算定（算定年度排出量から「削減量」を減ずる。） Step① 高効率コジェネの要件^{※1}への適合の確認 Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定 Step③^{※2} 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」 ※2 基準年度排出量からも減ずる。	第2計画期間の新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない^{※3}。 Step — Step — Step — ※3 算定年度排出量及び基準年度排出量ともに排出量の補正は実施しない。
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	●全てのコジェネに対して、外部供給分のCO₂排出量をマイナスカウント Step — Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定 Step②^{※2} 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」	●第1計画期間と同じ Step — Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定 Step②^{※2} 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」
受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	Step — Step — Step — ●受入元の別によらず、都規定の排出係数を用いて算定	「高効率コジェネ受入評価の仕組み」 他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入 Step①要件確認 高効率コジェネの要件^{※1}への適合 & 当該コジェネ係数が第2計画期間の排出係数(都規定)未滿など Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定 Step③ 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」

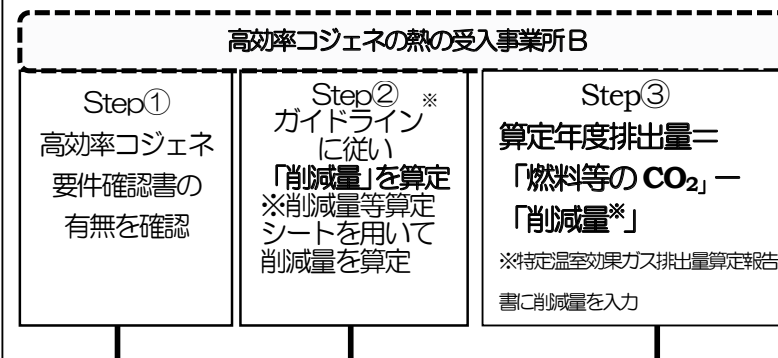
※1 高効率コジェネの要件は、「発電効率×2.17＋排熱利用＞87%」であること。

3(38) 総量削減義務の履行手段 ⑥高効率コジェネ受入評価の仕組み

●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」のイメージ (高効率コジェネの熱を受け入れている例)



●手順



●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

- ✓ 高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、次の要件を全て満たした場合に限り、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて算定することができる。
- ✓ ただし、「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。(併用不可)

	「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件
電気	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数(0.489 t-CO ₂ /千kWh)未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数(0.060 t-CO ₂ /GJ)未満であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるもの※2であること。 ④熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率が「地域冷暖房区域の指定取消しの基準」以上であること。

※1 高効率コジェネとは、「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」
 ※2 コジェネ熱をそのまま供給する場合に限る(冷水等に変換等して供給する場合を除く。)

●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の当該コジェネの状況を基に、高効率コジェネの要件確認及び削減量を算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
高効率コジェネ設置事業所 A※3	電気又は熱の供給 2013年度 電気又は熱の排出係数等	→★検証→ ◎「高効率コジェネ要件確認書」等提出 (計画書に添付) ■都が要件適合を確認		◎写しを提供	以降、	毎年度同様	
コジェネ電気又は熱の受入事業所 B		高効率コジェネの電気又は熱の受入れ	2015年度 受入電力量又は熱量	→★検証→ ◎計画書提出			

※3 高効率コジェネ設置事業所が指定地球温暖化対策事業所の場合

削減量※5		「2年度前の電気又は熱の排出係数等」及び「算定年度の受入電力量又は熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定	
削減量	算定年度 電気又は熱のCGS受入量	×	$\left(\begin{array}{l} \text{第2期の排出係数}^{※4} \\ \text{(電気 0.489 t-CO}_2\text{/千kWh)} \\ \text{又は熱 0.060 t-CO}_2\text{/GJ)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{電気又は熱のCGS排出係数}^{※4} \\ \text{(2年度前)} \end{array} \right)^2 \times \begin{array}{l} 0.5 \\ \text{第2期の排出係数}^{※4} \\ \text{(電気 0.489} \\ \text{又は熱 0.060)} \end{array}$
算定年度排出量※6	「算定年度排出量」＝「燃料等のCO ₂ 」－削減量		

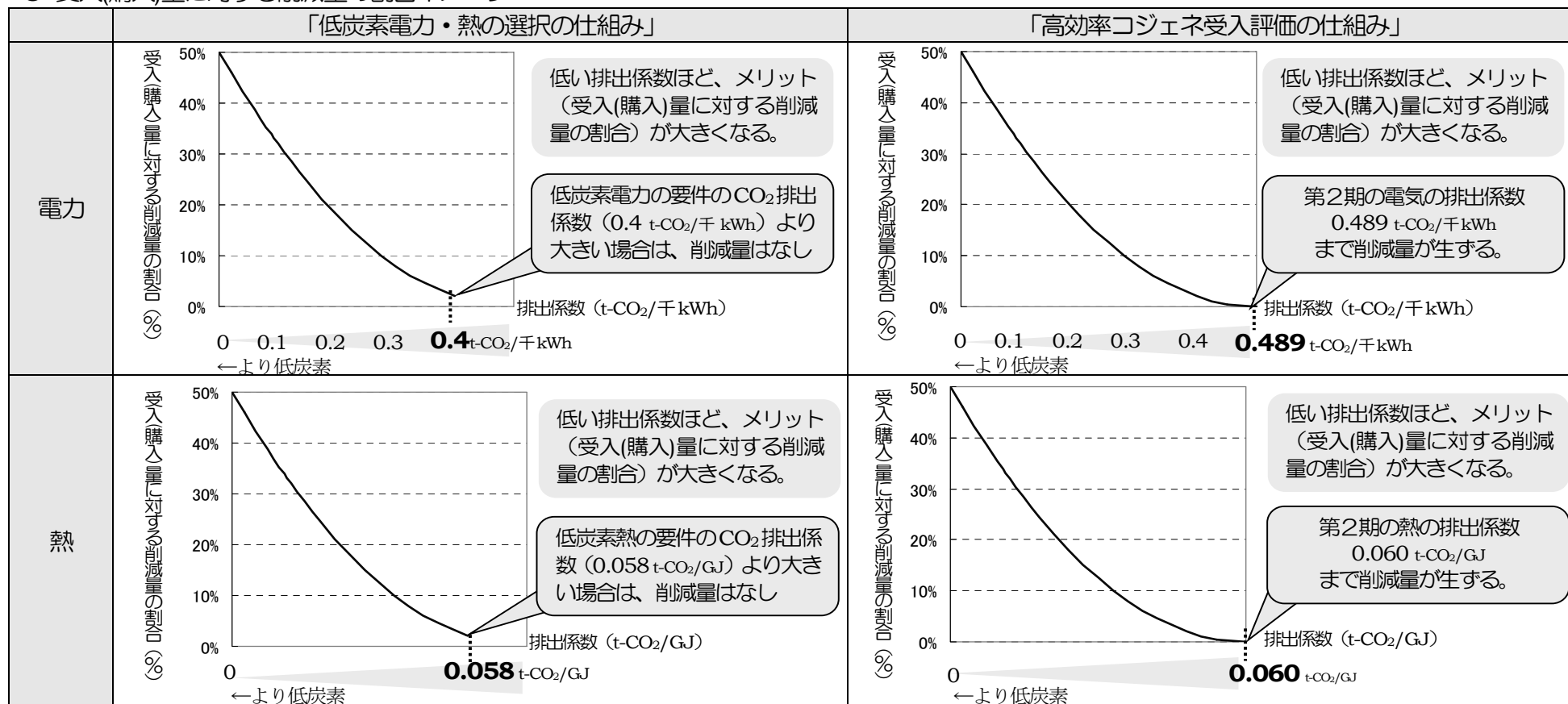
※4 電気の削減量算定の場合は電気の係数で、熱の場合は熱の係数で算定する。
 ※5 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、削減量＝受入量×(第2期の電気又は熱の排出係数－電気又は熱の供給者の排出係数)にて算定することができる。(ただし、区分1-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合は、基準排出量の20%分を削減量から減ずる。)
 ※6 基準排出量の算定においては、高効率コジェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する削減量を減じない。

3(39) 総量削減義務の履行手段 ⑦低炭素電力・熱の選択、高効率コジェネからの受入に対する削減量

- 削減量の算定式・・・2年度前の供給事業者の排出係数と算定年度の受入(購入)量をもとに削減量を算定

$$\text{削減量} = \begin{array}{c} \text{算定年度} \\ \text{受入(購入)量} \\ \vdots \\ \text{事業所ごとの値} \end{array} \times \left[\begin{array}{c} \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{電気又は熱の} \\ \text{供給者の排出係数} \\ \text{(2年度前)} \\ \vdots \\ \text{供給者ごとの値} \end{array} \right]^2 \times 0.5$$

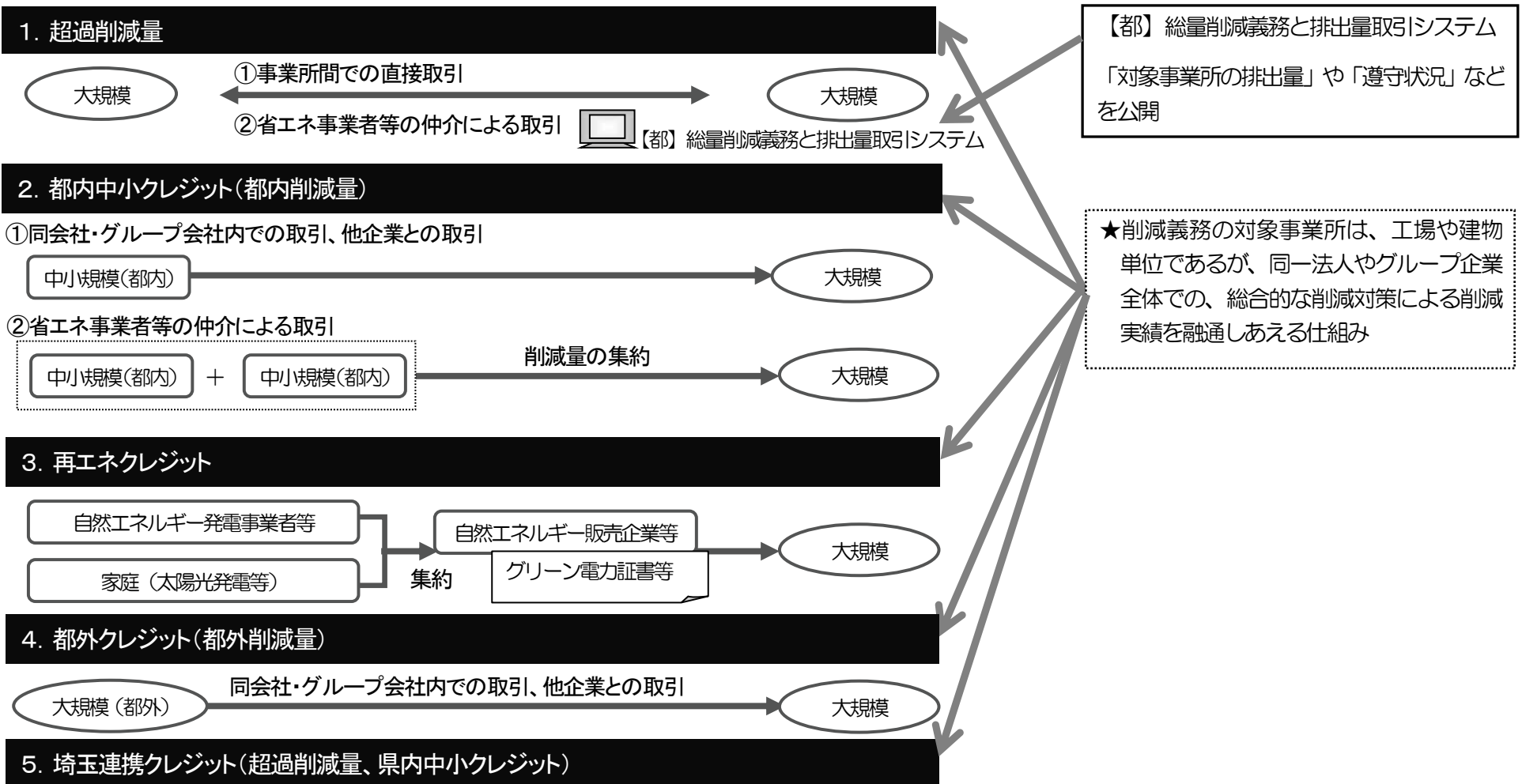
- 受入(購入)量に対する削減量の割合イメージ



※ 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、 $\text{削減量} = \text{受入量} \times (\text{第2期の電気又は熱の排出係数} - \text{電気又は熱の供給者の排出係数})$ にて算定することができる。(ただし、区分I-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合には、基準排出量の2%分を削減量から減ずる。)

3(40) 排出量取引 ①全体

- 排出量取引は、都の削減量口座簿が稼動する2011年4月から開始
- 排出量取引の詳細については、排出量取引運用ガイドラインを参照のこと
 - ①削減量口座簿の仕組み(口座開設の手続)、②クレジット発行、移転の手続、③円滑な制度運用に向けた都の取組 などが記載されている。



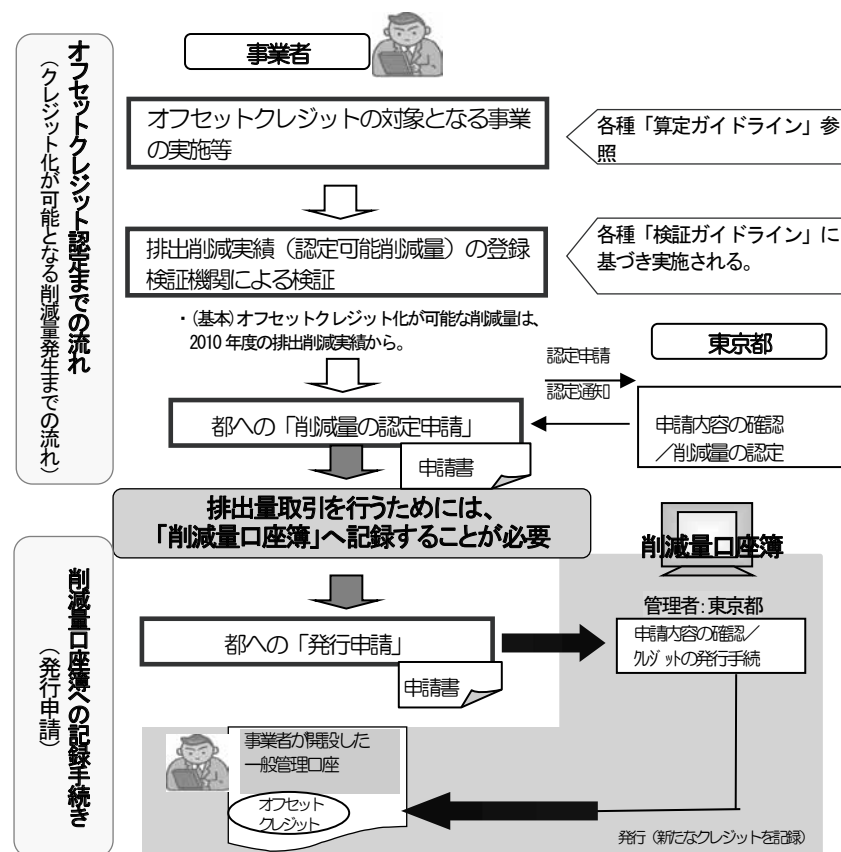
3(41) 排出量取引 ②排出量取引で利用可能なクレジット

- 排出量取引で他へ移転（売却、無償譲渡）し、他から取得（購入、無償譲受）することができるクレジットの種類は、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」の5つ。そのうち「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」を総称して「オフセットクレジット」という。
- 超過削減量は、第二計画期間以降、削減義務期間の終了後、計画期間に発行可能な量が確定した段階で、全量が発行される（申請不要）。
計画期間の途中、任意のタイミングで発行するためには、「クレジット発行申請」が必要。
- オフセットクレジット（埼玉連携クレジットを除く。）を発行するためには、都への「削減量の認定申請」と「クレジット発行申請」が必要。

■排出量取引で利用可能なクレジット

種類		取引が可能な削減量の発生
超過削減量		対象事業所が義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内クレジット	都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	
	環境価値換算量	都が認定する設備により創出された削減量
	その他削減量	
	グリーンエネルギー証書	グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー相当量などの既存制度による環境価値
	RPS法新エネルギー等電気相当量	
	都外クレジット	埼玉県を除く都外の事業所において、対象事業所と同様の義務率がかかっているものとして、当該事業所が義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	埼玉連携クレジット	
	超過削減量	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット
	県内中小クレジット	

■オフセットクレジット発行までの流れ(基本)



<活用有効期間（バッキング等）>

第n計画期間の超過削減量及びオフセットクレジットは、翌計画期間である第n+1計画期間の削減義務に利用可能（第n+2計画期間へのバッキングはできない）。

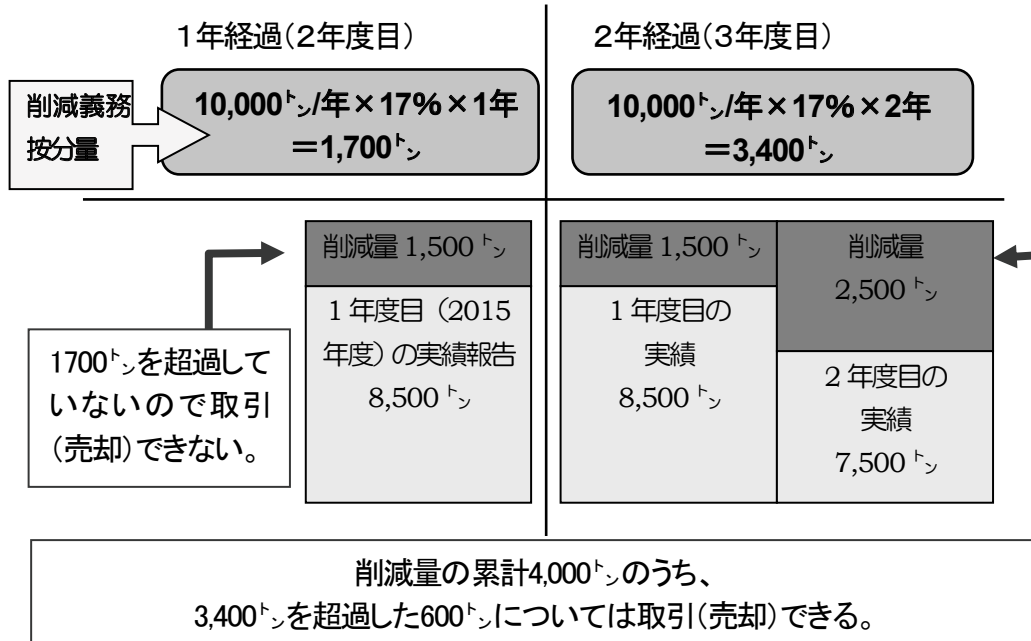
3(42) 排出量取引 ③超過削減量

- 削減義務期間の終了前においても、各年度において、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みとする。
- 「削減義務量の一定割合」は、年度ごとに、「基準排出量×削減義務率×削減義務期間の経過年数」で算定される。
- これにより、削減義務期間2年度目からの取引も可能となる。

(ア) 削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

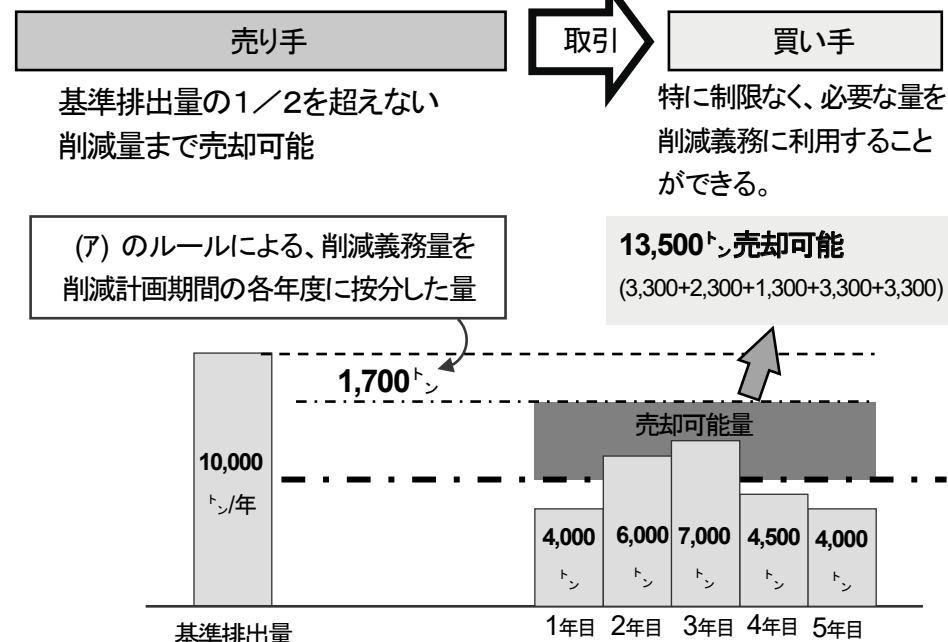
削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みに

(例) 基準排出量10,000トン/年、削減義務率▲17%の場合



(イ) 売り手側は、基準排出量の1/2を超えない範囲の削減量について売却可能

対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が過大な削減量売却益を得ない仕組みに



※その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法
排出量取引への利用はできないが、対象事業所自身の削減義務に優先的に充てることにより、CO₂削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増加させることが可能

3(43) 排出量取引 ④都内中小クレジット(全体像)

- 削減量の算定・検証手続の簡素化により、中小規模事業所の排出量取引への参加を促進する仕組み
- 都が規定する認定基準一覧に基づき、高効率な設備機器への更新などを実施することで、都内中小規模事業所における自らの削減対策を促進

【要件】

- 地球温暖化対策報告書(中小規模事業所が作成する報告書)を提出している事業所
 - 事業所範囲は、原則として建物単位とし、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることも可能(ただし、重複申請はできない)。
- ※中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から同意を得た者が申請できる。

売り手



取引

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

買い手



■認定基準一覧(削減対策項目)

区分	削減対策項目	区分	削減対策項目
1.熱源・熱搬送設備	高効率熱源機器の導入(1.1)	3.照明・電気設備	高効率照明器具の導入(3.1)
	高効率冷却塔の導入(1.2)		高輝度型誘導灯の導入(3.2)
	高効率空調用ポンプの導入(1.3)		高効率変圧器の導入(3.3)
	空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4)		照明の省エネ制御の導入(3.4)
2.空調・換気設備	高効率パッケージ形空調機の導入(2.1)	4.その他	高効率給湯システムの導入(4.1)
	高効率空調機の導入(2.2)		エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
	全熱交換器等の導入(2.3)		高効率コンプレッサの導入(4.3)
	高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)		その他の高効率ポンプ・フロア・ファン等の導入(4.4)
	空調の省エネ制御の導入(2.5)		高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
	換気の省エネ制御の導入(2.6)		高効率工業炉の導入(4.6)
			高性能ガラス等の導入(4.7)

詳細は、都内中小クレジット算定ガイドラインをご参照ください。

＜基準排出量の算定方法＞

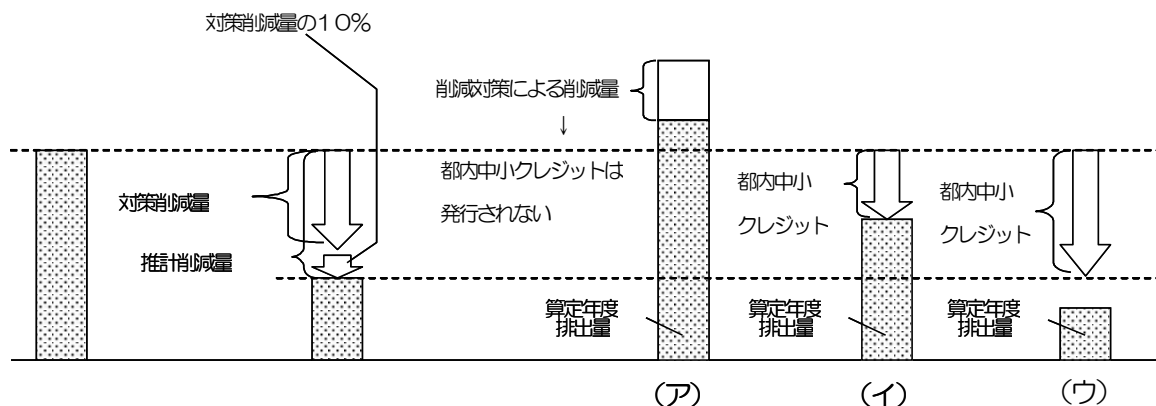
- 削減対策の実施年度の直近3か年度(削減対策項目の実施年度を含まない直近3か年度)の中から、自ら選択した単年度を基準年度として、当該年度の特定温室効果ガス排出量の実績値を基準排出量とする。(算定基準は大規模事業所向けの特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインによる。)

＜削減量クレジットの発行可能期間＞

- 削減対策(2005年度以降に工事が完了*したものに限り)の実施年度又はその翌年度から5年間
- ただし、本制度において削減量を算定できる期間は2010年度以降となるため、2009年度以前に工事が完了した削減対策の発行可能期間は、5年間より短くなることがある。

※削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことである。

■都内中小クレジットの算定方法(認定基準に規定する削減対策の実施による総量削減が原則)



■都内中小クレジットの算定方法■

算定年度ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい方の量とする。

- ア 基準排出量から算定年度排出量を減じて得た量(算定年度削減量)
- イ 削減対策項目ごとの削減量(対策削減量)を合計した量の10%増した量(推計削減量)

■削減量の算定方法■

- (ア) 削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、**都内中小クレジットは発行されない(図中の(ア))**。
- (イ) 算定年度削減量が推計削減量より小さい場合は、**算定年度削減量が都内中小クレジットの量となる(図中の(イ))**。
- (ウ) 算定年度削減量が推計削減量より大きい場合は、**推計削減量が都内中小クレジットの量となる(図中の(ウ))**。

3(44) 排出量取引 ⑤都内中小クレジット（手続の流れ）

- 中小規模事業所の設備更新権限を有する者、又は当該権限者から同意を得た者が、都内中小クレジットに関する申請を行うことができる。
- 申請する事業所の範囲は、原則建物単位。テナント単位等、建物の一部分の設定も可能
- 削減量の認定は、毎年度申請することも、まとめて申請することも可能（申請に当たっては、登録検証機関による検証が必要）

1 申請できる者

- (1) 中小規模事業所の設備更新権限を有する者
- (2) 当該権限を有する者から、申請者となり都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

2 事業所の範囲の考え方

(1) 原則、建物単位

共用部	テナント	テナント
	テナント	テナント
	テナント	テナント

建物全体の削減量を算定

(例：テナントビル)

- (2) エネルギー使用量が計量できれば、テナント単位等でも申請可（要同意書）

共用部	テナント	テナント
	テナント	テナント
	テナント	テナント

テナント分の削減量を算定

(例：テナントビル)

3 都内中小クレジットの発行までの手続

- 事業所範囲の決定
- 削減量（見込）量の算定

- ・ 検証不要
- ・ 削減対策に係る工事の契約の日から、当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して 30 日前までの間に申請※
(詳細は算定ガイドラインを参照)

「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書」の提出

- 認定基準に規定する削減対策の実施
- 認定可能削減量の算定（算定書の作成）

「都内中小クレジット削減量認定申請書」の提出

（一般管理口座の開設手続、など）

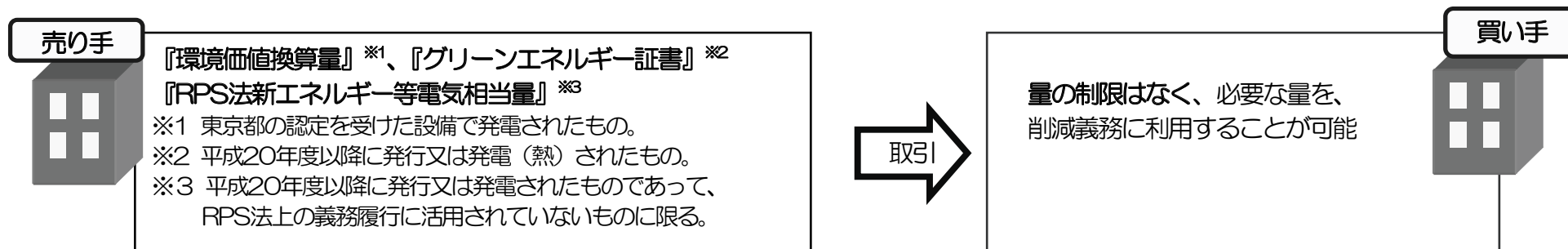
- ・ 検証が必要
- ・ 算定書の作成、検証、申請は複数年度分まとめて行うことも可能
(詳細は算定ガイドラインを参照)

「振替可能削減量等発行等申請書」の提出

- ・ 削減量口座簿へ発行の登録
(詳細は排出量取引運用ガイドラインを参照)

3(45) 排出量取引 ⑥再エネクレジット(全体像)

- 2020年までのCO₂削減目標の達成、また、その後の更に大幅削減を可能にするためには、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの利用拡大を進めることが不可欠
- 再生可能エネルギーの利用拡大に向けては、国等においても固定価格買取制度など様々な施策が進められているが、都の総量削減義務制度においても、特に重点的に供給拡大を図る必要のある再生可能エネルギーを優先的に位置づける。



*本制度において再エネクレジットを認めるもの

I 太陽光(熱)、風力、地熱、水力(1,000kW以下)

II バイオマス(①バイオマス比率が95%以上のものに限る。②黒液を除く。)

左記の再生可能エネルギーによる電気の利用の場合、クレジット(削減量)の量については、以下により換算

(例) 太陽光による発電量 1000kWh の場合
(第2計画期間)

●一般的な場合

1000kWh×
電力のCO₂排出係数(0.489kgCO₂/kWh)
=489kgCO₂

●都庁制度において付与する再エネクレジット価値

1000kWh×
電力のCO₂排出係数(0.489kgCO₂/kWh)×1.5
= 733kgCO₂

*対象事業所内において発電設備等を導入し、自ら使用している場合の換算方法については、算定ガイドラインを参照

※第3計画期間以降の発電量については、1.0倍換算となる。

*「太陽熱」の再エネクレジットについては、当面、グリーン熱証書のみ算定できる。

3（46） 排出量取引 ⑦再エネクレジット（グリーンエネルギー証書）

- グリーンエネルギー証書の最終所有者である削減義務者は、当該グリーンエネルギー証書の再エネクレジットへの変換（発行申請）が可能
- グリーンエネルギー証書を再エネクレジット化するためには、本制度へ利用するという目的が明確になっている必要がある。

1 グリーンエネルギー証書の再エネクレジット化を申請できる者

- 特定地球温暖化対象事業所の削減義務者
- グリーンエネルギー証書の最終所有者※

※原則として、グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者を指す。

2 利用できるグリーンエネルギー証書の使用目的

- 使用目的が「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用」のように、本制度へ利用することが明確になっているもの※

※2008年度及び2009年度に発行したグリーンエネルギー証書については、使用目的がこれに合致しない場合でも、対象事業所（施設・建物等）への利用としてCSRレポート等に報告を行ったものであれば利用可能

3 利用できるグリーンエネルギー証書の発電・発行期間

- 発電期間の末日が直前の計画期間から当該計画期間までの間である電力に由来するグリーンエネルギー証書
ただし、**第二計画期間末（2020年3月末）までに発行された**グリーンエネルギー証書については、直前の計画期間から当該計画期間までの間が**発行日**となっているグリーン電力証書（2008年度以降に発電されたもの）

<グリーン電力証書の発電・発行時期と義務履行に利用できる削減計画期間の関係（例）>

※2020年4月～2021年9月末

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
パターン	削減義務開始前		第1計画期間					第2計画期間					整理期間※	第3計画期間				義務履行に利用できる期間
①		発電	発行	クレジット化														第1、第2計画期間
②	第1計画期間の発電に由来 ⇒第1、第2計画期間の義務充当に利用可能						発電	発行	第2計画期間の発行に由来 ⇒第2、第3計画期間の義務充当に利用可能									第1、第2、第3計画期間
③												発電	発行	クレジット化				第2、第3計画期間
④							発電期間の末日が第3計画期間 ⇒第3、第4計画期間の義務充当に利用可能					発電	発行	クレジット化				第3、第4計画期間

3(47) 排出量取引 ⑧再エネクレジット(環境価値換算量)

再エネクレジット(環境価値換算量)の発行を受けるには、次の申請を行う必要がある(電力量の認証後、クレジットの発行手続きが別途必要)。

- 設備認定の申請・・・再生可能エネルギーを利用する設備が基準を満たしていることの認定(登録検証機関による検証が必要)の申請
- 電力量認証の申請・・・都の認定を受けた設備において発電した電力量の認証(登録検証機関による検証が必要)の申請

1 再エネクレジット化の対象となる設備認定の申請ができる者

<原則>

- 認定の対象となる設備*の所有者

※設備の場所は、都内・都外を問わない。

他制度において環境価値が認証されている設備は、原則対象外
例) 固定価格買取制度において認定された設備等

<設備の所有者以外でも申請が可能な場合*>

- 再生可能エネルギーの環境価値に関する権利が自らに移転している者
- 自らが申請を行うことに関して設備の所有者から同意を得ている者

2 電力量認証の申請ができる者

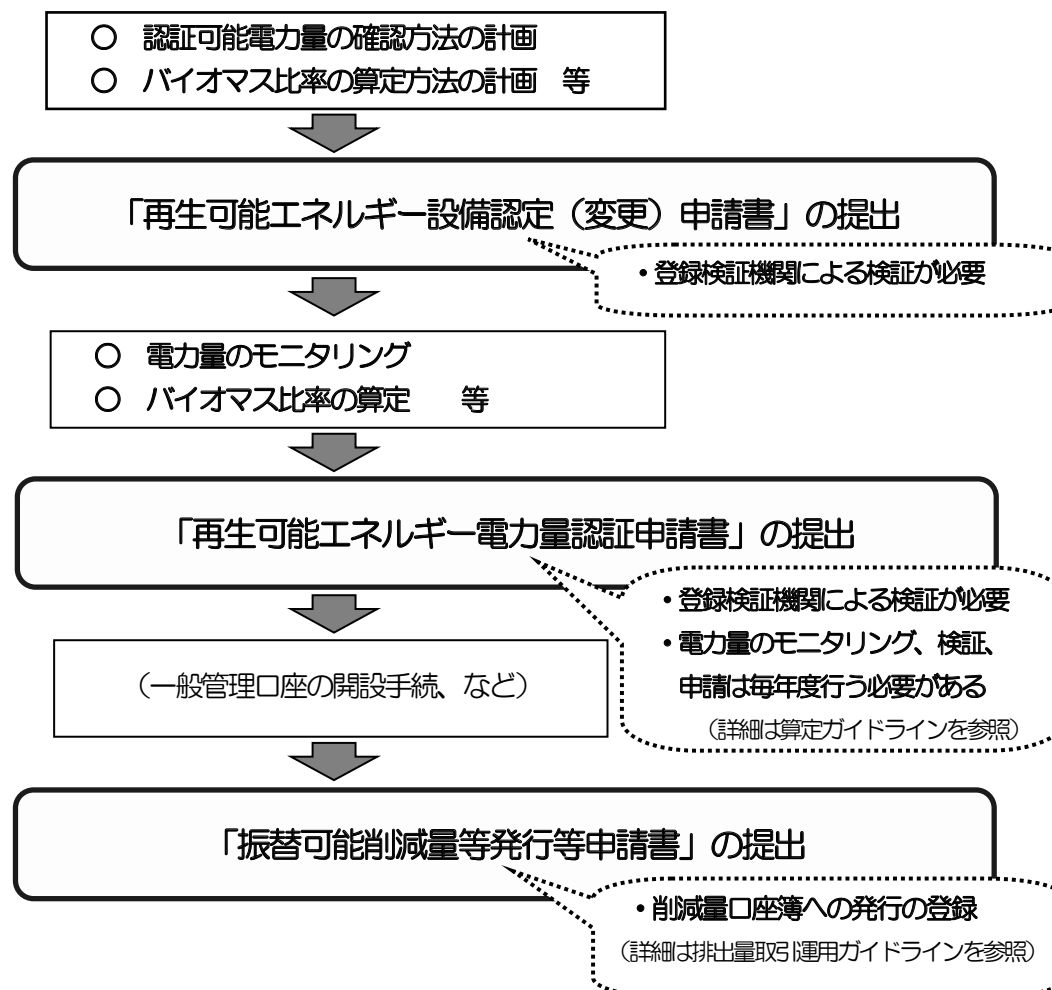
<原則>

- 設備認定の申請者

<設備認定の申請者でも申請が可能な場合>

- 1 設備認定の場合に同じ*
- ※権利の移転が確認できる書類が必要

3 再エネクレジット発行までの手続



3(48) 排出量取引 ⑨再エネクレジット(自家消費の場合)

対象事業所が再生可能エネルギーにより発電した電力量を自家消費した場合、事業者は次の2通りのうちいずれかを選択できる。

- 自家消費した電力量について特定温室効果ガス排出量の算定から除外する。再エネクレジットの発行^{※1}は受けない。
- 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定する。自家消費した電力量について再エネクレジットの発行^{※1}を受ける^{※2}。

※1 再エネクレジットの発行に限らず、グリーンエネルギー証書等の仕組みにより環境価値を他へ移転した場合も同様

※2 第3計画期間以降の発電量を再エネクレジットとして発行する場合、換算率は1.0倍となる。

■再生可能エネルギーにより発電した電力量を自家消費した場合の考え方

対象事業所における再生可能エネルギーにより発電した電力量の自家消費については、特定温室効果ガス排出量の算定から除外した場合、この自家消費分について同時に再エネクレジットを発行することは、再生可能エネルギーが有する環境価値の重複利用となるため、認められない。

⇒自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定し、自家消費分を再エネクレジットとして発行(又はグリーンエネルギー証書等の仕組みにより環境価値を他へ移転)する場合、他人から供給された電力量に自家消費分を加えた値に、排出係数を乗じて特定温室効果ガス排出量を算定する。

＜太陽光発電に由来する電力量を自家消費した場合＞^{※3}

- 2015年度の太陽光発電実績：1,000千kWh(489t-CO₂)
- 2015年度の他人から供給された電力量：10,000千kWh(4,890t-CO₂)



パターン1

- ・ 自家消費した電力量は特定温室効果ガス排出量の算定から除外
- ・ 自家消費した電力量を0.5倍した量を再エネクレジットとして発行

○特定温室効果ガス排出量
4,890t-CO₂

○再エネクレジット発行量
244t-CO₂ (489t×0.5)

パターン2

- ・ 自家消費した電力量は特定温室効果ガス排出量の算定から除外
- ・ 自家消費した電力量を0.5倍した量に排出係数を乗じた量を、特定温室効果ガスの削減量として排出量から控除

○特定温室効果ガス排出量
4,646t-CO₂ (4,890t-489t×0.5)

○再エネクレジット発行量
0t-CO₂

パターン3

- ・ 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定
- ・ 自家消費した電力量を1.5倍した量について再エネクレジットを発行

○特定温室効果ガス排出量
5,379t-CO₂ (4,890t+489t)

○再エネクレジット発行量
733t-CO₂ (489t-CO₂×1.5)

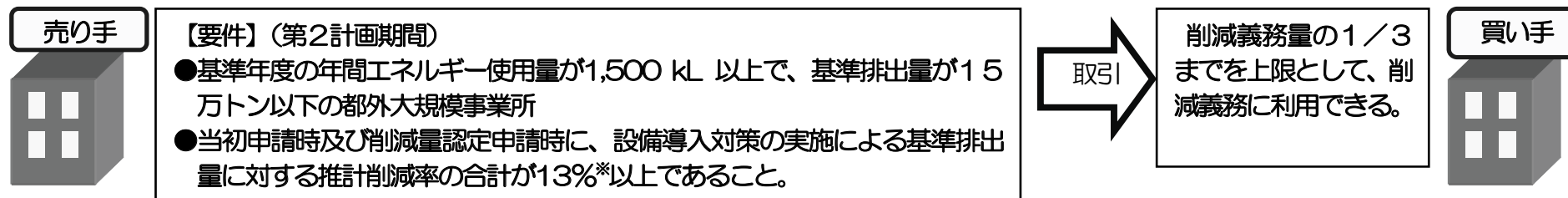
パターン1～3、いずれにおいても、『特定温室効果ガス排出量』－『再エネクレジット発行量』＝4,646t-CO₂となる。

※3 第3計画期間における取扱いについては、検討中。

3(49) 排出量取引 ⑩都外クレジット

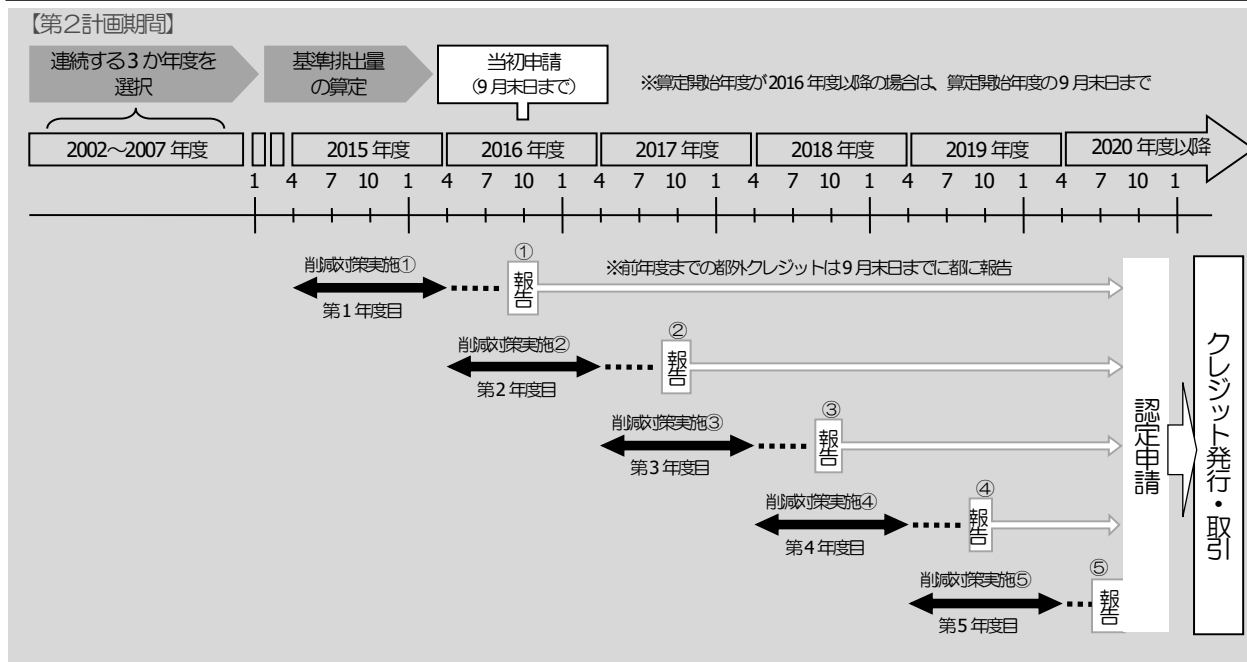
- 計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における、省エネルギー対策による削減量の利用を、都内での削減努力を損なわない範囲で利用を可能とするもの
- 都制度の最大の目的は、都内でのCO₂総量削減を実現することであり、都外の中小規模事業所は、対象外とする。

●都外クレジット（都外削減量）



<削減量の算定方法>

○ 都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（各年度ごとに、基準排出量の25%※を上限とする。）のうち、削減目標率（17%※）を超えた量を、都外クレジットの量とする。



<クレジットの発行手続>

- 2016年9月末日までに当初申請を行い、都の認定を受けることが必要※
- 毎年度、都外クレジット算定報告書を都に提出（検証機関の検証が必要）
- 削減量口座簿への発行は、2020年度以降（削減量認定申請及び振替可能削減量等発行等申請書の提出を要する）。

※ただし、新規事業所についてはこの限りではない。

3(50) 排出量取引 ⑪埼玉連携クレジット

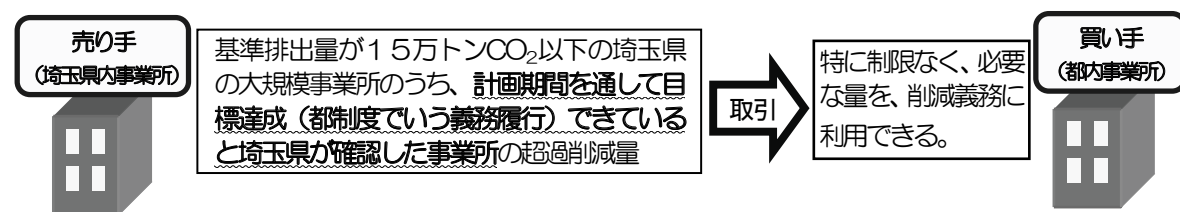
埼玉県目標設定型排出量取引制度（以下「埼玉県制度」という。）における次のクレジットについて、都制度の義務履行に利用できる。

- 埼玉県制度の超過削減量は、基準排出量15万トン以下の事業所で、計画期間を通して目標達成できていると埼玉県が確認した事業所のもの
 - 埼玉県制度の県内中小クレジットは、埼玉県から県内クレジットとして発行を受けたもの
- 同様に、都の超過削減量、中小クレジットも埼玉県制度の目標達成に利用できる。

※なお、都制度と埼玉県制度で同じ削減量を重複して利用はできない。

【利用できるクレジットの種類】

(1) 超過削減量



(2) 県内中小クレジット



【利用できないクレジットに関する留意事項】

(1) 再エネクレジット

- 設備認定の申請は東京都と埼玉県のどちらか一つにのみ可能
- ※最初に認定申請した自治体での設備認定の廃止後であれば、もう片方の自治体に新たに申請可能

(2) 県外削減量（都制度における都外クレジット）

- 当初申請は東京都または埼玉県のどちらか一つにのみ可能

（参考）都外クレジットと相互利用可能な埼玉県の超過削減量の比較

要件	都外クレジット（埼玉県以外）	埼玉県事業所の超過削減量のうち、相互利用可能なもの
対象事業所	基準年度の年間エネルギー使用量が1,500kL以上で、基準排出量が15万t-CO ₂ 以下の大規模事業所	同左
推計削減率の要件	（当初申請時及び削減量認定申請時）設備導入対策の実施による推計削減率が合計13%以上であること。	不要 （埼玉県の制度対象事業所であるため、同等の対策が実施されているとみなす。）
クレジットとなる量	17%を超えた削減量（25%上限）	排出削減目標量を超えた削減量（上限なし） （なお、1/2 超の削減量については超過削減量として発行されないのでクレジット対象外）
事前申請	2016年9月末までに当初申請が必要	不要 （埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。）
検証・報告	毎年度、検証を受け算定報告書を都へ提出	検証は2020年度計画書提出までに受ける。計画書は毎年度埼玉県へ提出（いずれも埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。）
取引可能な時期	2020年度以降	同左 ^{※1,2} （ただし、事業所自体の目標達成が埼玉県により確認された後）
運用管理基準の要件	基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が運用管理基準に適合していること。	不要 （埼玉県の過去の制度により、運用管理基準に適合する程度の対策が取られているとみなす。）
買い手	削減義務量の1/3まで利用可	上限なしで利用可

※1 整理期間を待たずに第2計画期間の途中で発行された超過削減量についても、事業所自体の目標達成が確認できた後であれば相互利用が可能

※2 事業活動の廃止等により削減計画期間の終了年度が変更された事業所においては、目標達成が確認できた時点で、その超過削減量は2020年度を待たずに相互利用が可能

（参考）「キャップ&トレード制度の首都圏への普及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」（2010.9.17 締結）より抜粋

- 1 東京都と埼玉県はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。
- 2 東京都と埼玉県は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。
- 3 東京都と埼玉県は、国における実効性あるキャップ&トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。

3(51) 排出量取引 ⑫バンキングされた超過削減量等の取扱い

- バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映するため、2017年度にバンキングの一斉増量を実施
- 第1計画期間と比較して第2計画期間のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とする。

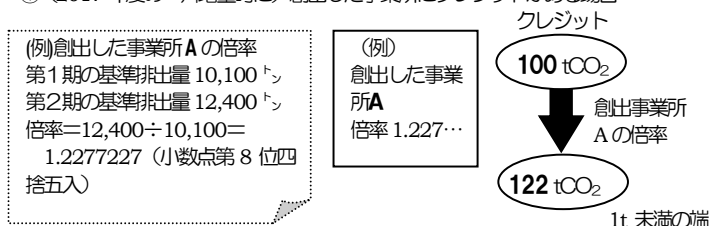
$$\text{【第1期のバンキング量】} \times \text{【倍率】} = \text{【第2期に利用できる量】}$$

■バンキング量に乘する倍率（都規定）

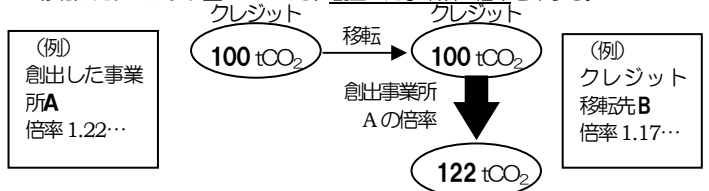
	バンキング量に乘する倍率（都規定）
超過削減量	超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}$
都外クレジット	*各基準排出量からは制度変更に伴う量（高効率コジェネ削減量・小原単位建物の排出量の除外・基準年度二年を一年に変更の導入による変更量）は除く *一斉増量の前に移転したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。 *第1計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1.21とする。
再エネクレジット	第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$
その他ガス削減量	*その他ガス削減量のうち、第2期に係数が動かないものは、増量しない。（例）N₂O、SF₆
都内中小クレジット	中小規模事業所での手続の簡素化のため一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比）を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第1期の電気の排出係数 (0.382)}}$
埼玉連携クレジット	埼玉県規定の倍率を適用

<超過削減量、都外クレジットの増量イメージ>

①（2017年度の一斉増量時に）創出した事業所にクレジットがある場合



②（2017年度の一斉増量時に）クレジットが移転していた場合
⇒移転したクレジット量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。



■手続

計画期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2010～2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
第1計画期間に係る事項	第1計画期間 ◎指定管理口座の開設		整理期間 ★◎計画書提出	義務履行状況を排出量取引システムで確認 義務以上削減の場合は、都へ超過削減量の発行申請 発行された超過削減量は、自動的にバンキング	■バンキング グの増量 ※一斉に実施		
第2計画期間に係る事項	第2計画期間の 排出係数の公表	基準排出量の再計算・決定 超過削減量の倍率算定	← ----- →				

バンキングされた超過削減量は、創出した事業所ごとの超過削減量の倍率を乗じて増量

※増量後のクレジットのシリアル番号は新たに付与されるため増量前と異なる

3（52）J-クレジットなど他制度との関係について

- 国内クレジット、試行排出量取引スキーム、JVETS、J-VER、J-クレジットなど国が実施している制度は、罰則を伴う削減義務がない制度なので、それらの制度の中で削減量の価値を移転していても、本制度で算定する排出量、削減量の量には影響しない。
- 将来、削減義務のある制度が国として導入されたときは、制度全体の調整の中で、改めて取り扱いを整理する。

■国内で実施されている排出量取引制度 ※削減義務を伴う制度はない。

☆国内クレジット制度とJ-VER 制度は発展統合されて2013 年度からJ-クレジット制度となりました。

国内クレジット

- ・2008 年開始
- ・大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み

試行排出量取引スキーム

- ・2008 年開始
- ・自主的に参加申請した企業を対象とし、自主行動計画に掲げた削減目標を設定（総量、原単位の選択が可能）

JVETS

- ・2005 年開始
- ・自主的に参加申請した企業を対象
- ・総量削減目標の設定

J-VER

- ・2008 年開始
- ・国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された削減・吸収量をオフセット・クレジットとして認証する制度

■注意事項■

- ・都内大規模事業所は、自らの事業所に関する国内クレジット等を他へ移転していたとしても、自らの排出量をその分増加するよう算定する必要はない。
- ・国内クレジット等で認められた削減量を、そのまま本制度で利用できるわけではない。本制度の算定・検証ルールによる認定が別途必要※削減量の算定・検証ルールが大きく異なっているため
- ・再生可能エネルギーの環境価値については、都制度と国内クレジット、J-VER、RPS法新エネルギー電気相当量等のいずれとも重複利用はできない。
- ・グリーンエネルギー証書によるグリーンエネルギー活用を温対法やCDP等にも利用する場合は、算定対象となる施設・年度が一致している必要がある。

3（53）取引価格の高騰防止策

■取引価格の高騰防止に向けた措置

- 取引対象となるクレジットの供給量を増大させる措置を講ずることによって、取引価格の高騰を招かないようにすることが基本

（供給を増大させる措置の例）

都内中小クレジット
の供給拡大

CO₂削減対策の促進による超
過削減量の創出

太陽エネルギーバンクの
活用

中小規模事業所省エネ促進・クレジ
ット創出プロジェクトにより創出さ
れたクレジットの活用

首都圏キャップ&トレード・イニシア
ティブ～東京都と埼玉県の排出量取引
におけるクレジット等の相互利用

- それでもなお、市場におけるクレジットの供給量が極端に不足し、取引価格が異常に高騰すること等が予見された場合は、オフセットクレジットの発行対象を拡大する。

- ・発行対象の拡大を決定するに当たっては、専門家の意見聴取などにより、そのプロセスを具体化し、公表していく。
- ・無条件に発行対象を拡大することではなく、都内中小クレジットとの組み合わせ、利用上限量などの条件を付す。
- ・新たに拡大して認めるオフセットクレジット（拡大クレジット）の価格がそれまでの市場価格よりも極端に低い場合には、価格差に応じた重み付けを行い、それまでに既にオフセットクレジット等を購入していた者が不利にならないようにする。

⇒クレジット等取得に必要なコストは、既存のクレジット等を用いても、拡大クレジット等を用いても、ほぼ変わらないよう配慮

■不正取引への対応

- 一定の行為が不正取引であると疑われる場合、都は、

- ① 取引参加者等より事情の聴取等を行う。
- ② 必要に応じて不正取引を行った取引参加者への指導や、その他の取引参加者・指定地球温暖化対策事業者への注意喚起を行う。
- ③ 悪質な場合は、不正取引を行った取引参加者に対し、条例に基づく罰則等の適用を行う場合がある。

＜条例により罰則等の対象となる行為＞

- ・ 虚偽申請行為又はその申請の内容に係る知事の調査を拒む行為
- ・ その他不正な行為により振替可能削減量の増加の記録を受ける行為

＜法令等における不正取引規制＞

- ・ 特定商取引に関する法律に基づく、訪問販売及び電話勧誘販売を行う業者への迷惑勧誘及び再勧誘の禁止
- ・ 詐欺・脅迫等の一般的に犯罪とみなされる行為

3（54）取引価格、都が販売するオフセットクレジット等

■取引価格

- 排出量取引は、取引する当事者同士の交渉・合意により、取引するクレジットの規模や取引価格が決定される。
- したがって、取引価格は、都が関与するものではなく、取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特に定めない。
- 都が参考として公表する価格情報 ①クレジットの移転申請書に記載される申告価格（統計処理した情報。個々の申告価格は公表しない。）
②取引価格の査定結果（取引参加者へのヒアリングに基づく標準的な取引における推定価格）
③都が供給したオフセットクレジットの落札価格

■都が販売するオフセットクレジットについて

<都が販売する目的>

- 制度開始後の初期段階での排出量取引の円滑な実施、クレジットの需要逼迫時における緩和措置の1つ

<販売するオフセットクレジット>

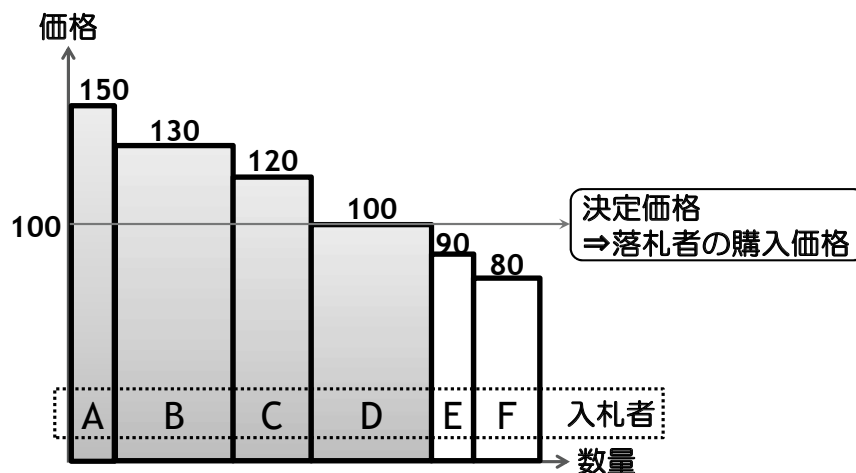
- 太陽エネルギーバンク（住宅用太陽エネルギー利用機器の導入支援策に伴い、東京都環境公社へ譲渡される環境価値）を元とするグリーンエネルギー証書（再エネクレジットへ転換）
- 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトに伴い、都へ譲渡される都内中小クレジット

<販売方法等>

- 都及び東京都環境公社によるオフセットクレジットの販売は、原則として入札方式（均一価格方式）又は固定価格方式で行う。
- 固定価格方式の場合の販売価格は、その時点におけるオフセットクレジットの市場価格等を参考に都が定める。

■均一価格方式について

- ・入札価格の高い順に、購入希望数量を累計。累計量が販売量を満たす時点の価格を決済価格とする。
- ・A～Dは、一律の決済価格（図では100）でそれぞれの希望数量を購入する。
- ・入札価格が低かったE、Fは購入できない。



■販売スケジュール等

- 販売を実施する年度における販売スケジュール（時期、回数）、予定販売量については、
⇒年度の初めに公表（2019年度は販売予定無）
 - 購入を希望する場合の具体的手続き等の詳細
⇒販売の都度、購入申請受付の開始1か月前までに公表
- ※販売対象を特定地球温暖化対策事業者のみに限定することや、オフセットクレジットの買占めを防止する趣旨から、1事業者による購入上限量を設定することとする。

3（55）削減量口座簿の仕組み ①削減量口座簿の概要、指定管理口座、知事の管理口座

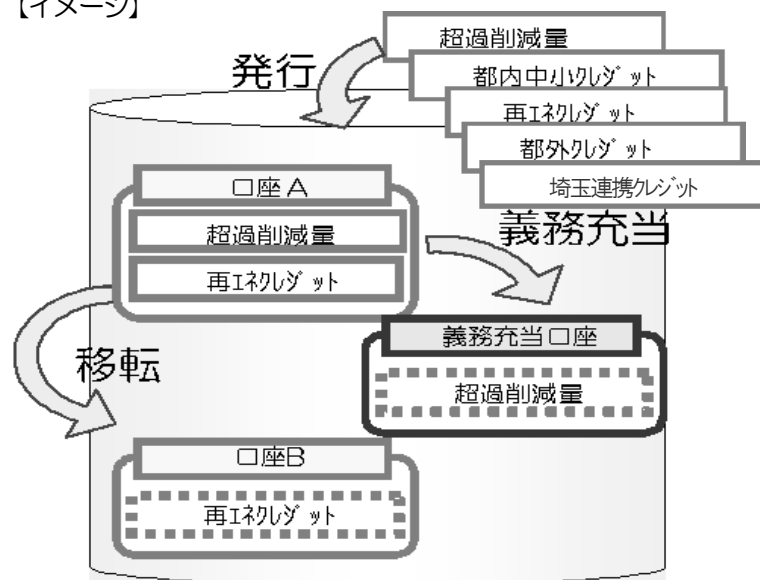
《削減量口座簿とは》

- ・ クレジット等の発行や、クレジットの取引の記録等を管理するための仕組み（電子システム）
- ・ 削減量口座簿の整備、事業者からの申請等に基づく口座簿への入力、都が行う。
- ・ 削減量口座簿上には、「指定管理口座」、「一般管理口座」、「知事の管理口座」という3種類の口座があり、それぞれの口座が異なる役割を担っている。

クレジット等の発行、事業者が所有するクレジット等の管理、取引相手へのクレジットの受け渡し、保有しているクレジットの削減義務履行への活用及びクレジット等の無効化等は、すべてこの削減量口座簿上で行われる。

指定地球温暖化対策事業者及び取引参加者は、都が整備した削減量口座簿上に、自らが所有するクレジット等を記録して管理するための口座の開設を受けることが必要。

【イメージ】



《指定管理口座の特徴》 義務履行に向けた状況を記録する口座 (指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、開設される)

● 口座名義人

- ・ 指定地球温暖化対策事業者

● 口座開設のタイミング

平成28年10月1日以降、指定地球温暖化対策事業所の指定の際に知事が開設する。

《口座管理者について》

- ・ 指定管理口座については、複数の削減義務者が存在する場合などに、口座管理者を置くことができる。
- ・ 削減義務者の同意があれば、削減義務者以外の者であっても、誰でも口座管理者になることができる。
- ・ 口座管理者は、削減義務者（口座名義人）を代理して、①超過削減量の発行、②一般管理口座への移転、③義務充当、④指定管理口座の登録情報の変更手続などに関する都への申請手続を行うことができる。

《知事の管理口座》 義務履行に向けた状況、クレジットの無効化等を記録する口座

3(56) 削減量口座簿の仕組み ②一般管理口座

- 一般管理口座は、取引対象となるクレジットの資産について、取引参加者ごとの所有状況を記録する口座（希望者が開設する）

《一般管理口座の特徴》

- 口座開設者

- ・ 指定地球温暖化対策事業者（法人、個人を問わない）
- ・ 法人（外国法人で国内に事務所、営業所等を有しない者を除く。）
- ・ 次のいずれかに該当する個人
口座管理者
オフセットクレジットの発行を受けることができる者
一般管理口座の口座名義人（個人）の相続人

- 口座開設手数料・更新手数料

- ・ 指定地球温暖化対策事業者、口座管理者は無料
- ・ 上記以外の者の開設手数料は、1 口座につき、13,400 円（更新手数料は2021 年3 月決定予定）
（免除対象：国、地方公共団体、生活保護受給者、特別区民税・市町村税又は所得税非課税者）

- 口座開設上限数

＜原則＞ 指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者は、その者に係る事業所の数まで。
それ以外の取引参加者は一つまで。

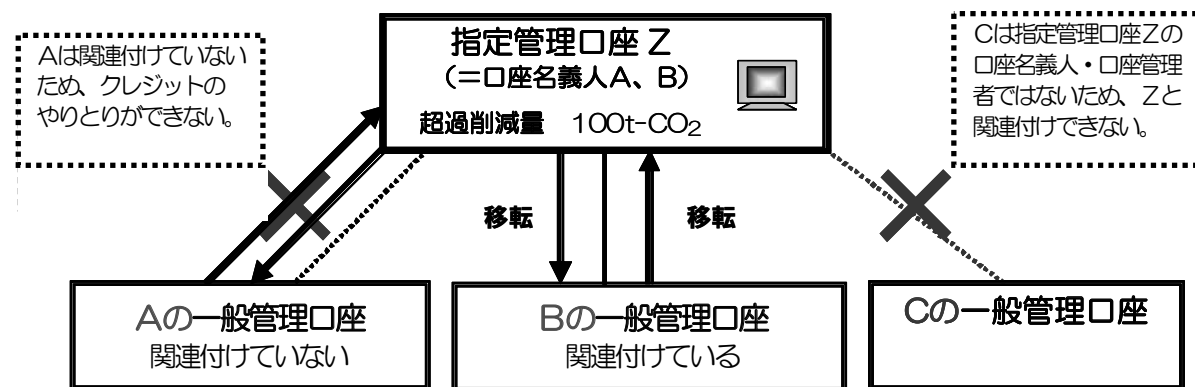
＜例外＞ 分別管理する必要があるときなど、その必要性に応じて認める。

- 口座開設の申請期限

特になし

《指定管理口座と一般管理口座の関連付けについて》

- ✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットの移転をするためには、指定管理口座と、その口座名義人又は口座管理者が開設を受けた一般管理口座を関連付ける必要がある。
- ✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットの移転を希望する者は、一般管理口座の開設時又は開設を受けた後に、指定管理口座との関連付けを都に申請する必要がある。



《一般管理口座の更新と廃止》

指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者を除く取引参加者が開設している一般管理口座は、第2計画期間の整理期間の終了日まで利用可能。更新期間内（第2計画期間においては、2021 年4 月から9 月末日まで）に更新手続を行うことにより、次の整理期間の末日までは使用可能となる。

更新手続を行わなかった場合においては、その一般管理口座に残存するクレジットは抹消された上で、一般管理口座は廃止される。

3（57）削減量口座簿の仕組み ③取引の例

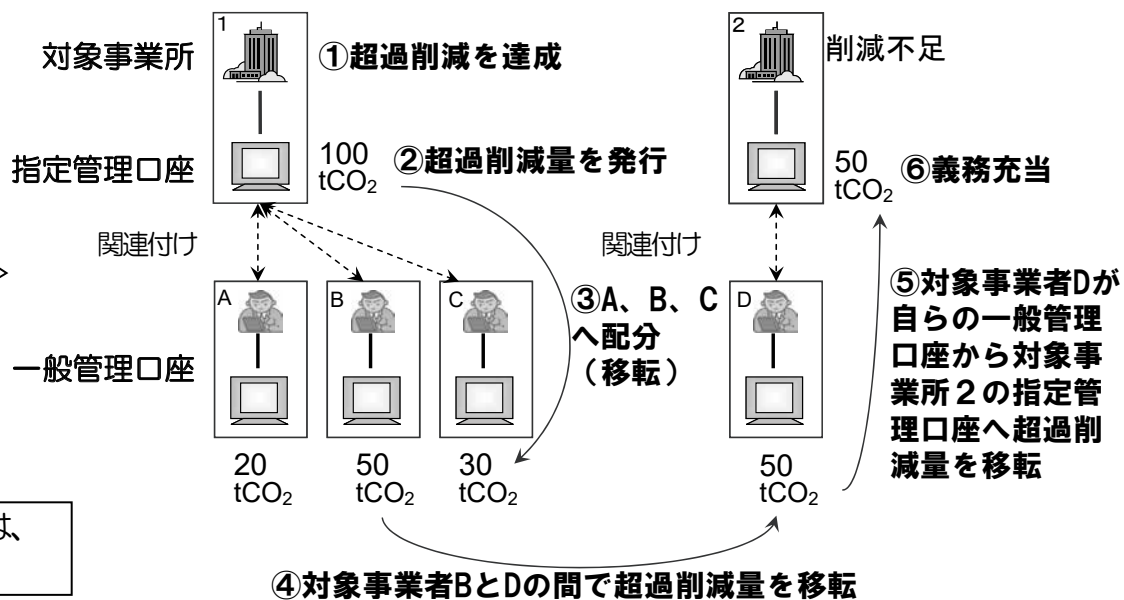
移転のパターン	移転の意味
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	一般的な排出量取引。クレジットの所有者の記録が変更される。
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間で所有者を決めるために移転する。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	事業所の義務を履行するために、まずその事業所の指定管理口座へ移転する。移転されたクレジットは、移転後遅滞なく、自動的に義務充当口座へ移転されるため、義務充当のための手続は不要。
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない。必ず一般管理口座を経由しなければならない。

《超過削減量の取引の例》

（例）義務者（所有者）が3名
いる場合の超過削減量の取扱い

- ・指定管理口座上では、所有割合は明確化されない（財産権性なし）
- ・一般管理口座に移転し、記録されたとき、当該義務者の所有物となる（財産権性の発生）

削減義務及び超過削減量の配分の割合については、
都は関与せず、当事者間で決定



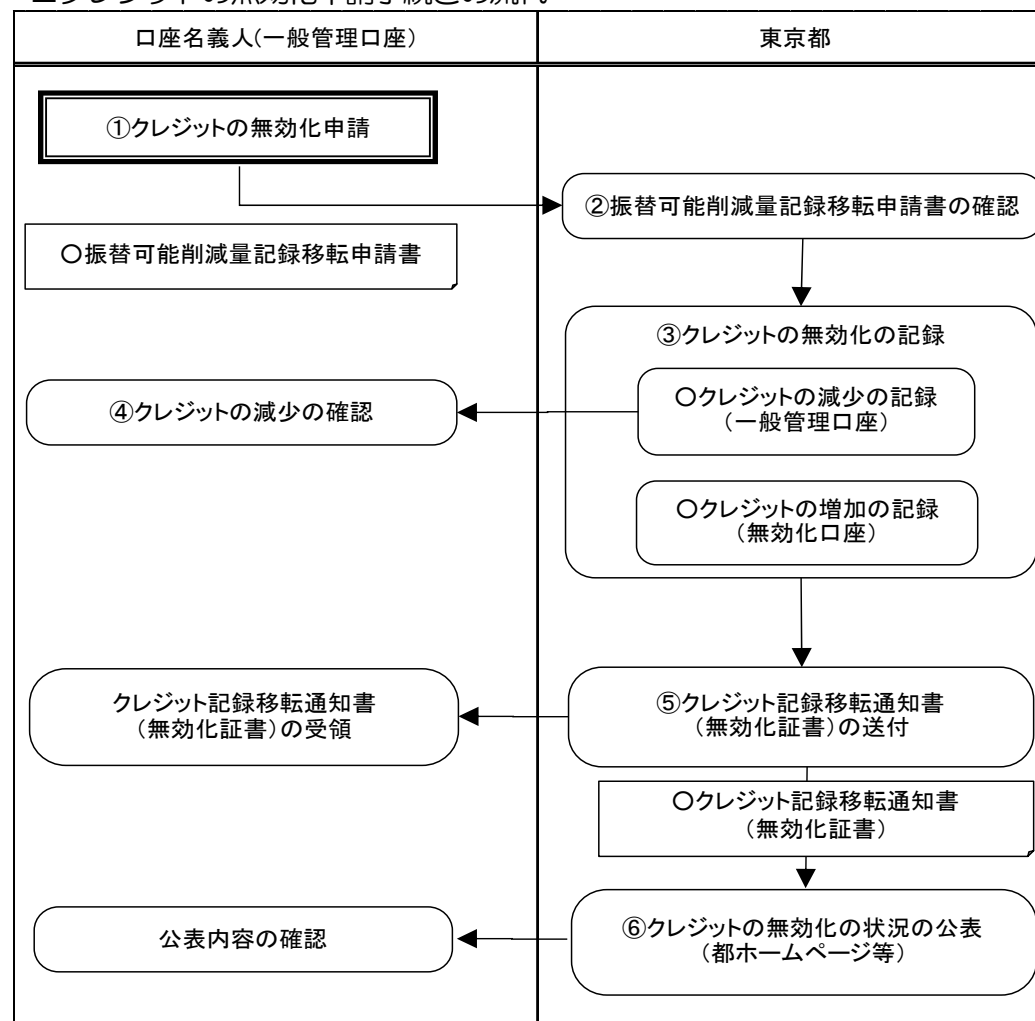
3（58）クレジットの無効化

- 平成30年度より、申請により、クレジットの無効化（都制度の義務充当に利用できない状態にすること）が可能となった。
- クレジットの無効化により、本制度において創出されたクレジットの環境価値を、カーボンオフセット等、本制度の義務履行以外にも活用することができる。

■クレジットの無効化申請に係る諸規定

無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の名義人
申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行できる削減計画期間の整理期間末まで
無効化できるクレジット	超過削減量、都内中小クレジット
無効化可能量	特に制限なし
無効化指定方法	シリアル番号指定方式（無効化を希望するクレジットのシリアル番号を指定する。）
必要書類	・振替可能削減量記録移転申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ） ・クレジットの無効化に係る情報の公表について
手数料	無料
注意事項	・無効化の申請は、無効化の目的ごとに行うこと。 ・一度無効化を行ったクレジットは、取り消して再度義務履行に利用することはできないため、自らの事業所の義務履行の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討すること。 ・無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、都は一切その責を負わない。

■クレジットの無効化申請手続きの流れ



3（59）口座の記録事項と公表される情報

《指定管理口座の主な記録事項》

事業所名	基準 排出量	削減 義務量	実績 排出量	移転可能な 超過削減量
------	-----------	-----------	-----------	----------------

《一般管理口座の主な記録事項》

事業所名	所有している超過削減量、 オフセットクレジット
------	----------------------------

- ・ クレジット等には、1t-CO₂ごとに、シリアル番号が付けられる。
 - ・ シリアル番号は、地域コード3桁と、1から始まる連番によって構成される。（例：130-1234 （“130”が地域コード））
 - ・ シリアル番号を基に、いつ、どのクレジット等が、誰から誰に移転されたか（誰に発行されたか）等の移転履歴も記録される。
 - ・ シリアル番号のほか、クレジット等の種類、有効期限等の属性も記録される。
- ☆口座管理者及び口座名義人は、自らの口座に記録された情報について、インターネットを通じて、参照できる。

《個別証明事項》

- 口座名義人（口座管理者）からの申請に基づき、口座名義人（口座管理者）に対して証明書を発行する事項

その口座におけるクレジット等の保有量、移転履歴（移転日、移転量等）

※ これらの情報については、一般には公開しないが、排出量取引の当事者同士の間では必要となることがあるため、口座名義人（口座管理者）本人に対してのみ発行する。口座名義人（口座管理者）は、必要に応じて、取引相手等に対して証明書を提示することができる。

- 手数料

1通につき400円

（免除対象；国、地方公共団体、生活保護受給者、特別区民税・市町村税非課税者、所得税非課税者）

《一般公表事項》

次の事項については、口座名義人に限らず、誰でもインターネットを通じて閲覧することができる。

- ・ 個別の管理口座ごとの情報：【随時更新→】口座名義人の名称、【年1回更新→】基準排出量、削減義務量（率）、排出実績
- ・ 制度全体の情報（都が情報をとりまとめて公表）：【月1回更新→】クレジット等の発行量、発行先（発行先事業者が公表を希望しない場合は、非公表）、全体の取引量・取引件数など、【年1回更新→】全対象事業所の基準排出量、削減義務量、排出実績
- ・ クレジットの無効化に係る情報（都が情報をとりまとめて公表）：【原則月1回更新→】無効化されたクレジット等の種類ごとの量、シリアル番号、有効期限、無効化申請者の口座番号、口座名義人の名称（口座番号、口座名義人については、申請者が公表を希望しない場合は、非公表）

3（60）削減量クレジットの会計処理

■会計処理の取扱い

●第199回企業会計基準委員会（平成22年4月9日）における審議

企業会計基準委員会（ASBJ）は、都の総量削減義務と排出量取引制度に関する会計処理について、次の基本的考え方等を示した。

＜基本的な考え方＞

クレジットの取得、売却時については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ないと考えられる。一方、条例に基づく制度であり罰則も伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となると考えられる。

＜具体的な会計処理＞

1. **削減計画期間中にクレジットを無償取得したとき（都注：超過削減量を発行したとき）**
会計処理は行わない（仕訳なし）
2. **無償で取得したクレジットの売却時**
売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、5年間通算の目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える（又は、目標未達となり費用が発生する場合には、費用の減額に充てる）。
3. **クレジットの購入時**
（削減義務に使用する目的の場合）「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。
（第三者に販売する目的の場合）「棚卸資産」の取得として処理する。
4. **引当金の計上**
削減目標の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。
5. **最終的に削減不足量が確定し、クレジットを充当した場合の処理**
有償で取得し資産計上されたクレジットを、一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用（「販売費及び一般管理費」など）とする。
6. **偶発債務の注記**
重要性がある場合には注記が必要と考えられる。

●都としても、「会計処理に関する基本的考え方」を公表（平成22年9月）

排出量取引を行う事業者の実務上の参考とするため、本制度で発生する個別の取引ごとの会計処理の例等を記載したもの。企業会計基準委員会（ASBJ）の見解を基礎とした会計処理の一例を提示するものであって、東京都が新たに会計基準を定めるものではない。

3(61) 削減量クレジットの税務処理

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

1 超過削減量（クレジット）の取得等に係る取引の税務上の取扱い

（平成24年6月、東京国税局回答 <https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shohi/120611/index.htm>）

	削減義務者自らが東京都から発行を受ける場合	他の者から購入する場合
i 超過削減量(クレジット)を取得した時	【法人税】 処理なし（オフバランス） 【消費税】 資産の譲渡等に該当しない（処理なし）。	【法人税】 取得に要した費用を無形固定資産等として計上する。 【消費税】 課税仕入れとなる。（注）個別対応方式を採用している場合、①自社使用のために取得する場合は、削減義務対象事業所の業務・取引内容により用途区分を判定、②第三者への転売目的で取得する場合は、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに該当する。
ii 自社使用（償却目的による義務充当口座への超過削減量(クレジット)の移転時）		【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入する。この場合の損金の額は、移転（償却）時の帳簿価額となる。 【消費税】 資産の譲渡等に該当しない（処理なし）。
iii 第三者へ売却した時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、0（ゼロ）となる。 【消費税】 課税売上げとなる。	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、売却時の帳簿価額となる。 【消費税】 課税売上げとなる。

2 都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）の取得等に係る取引の税務上の取扱い

- ・ 上記、超過削減量（クレジット）の取扱いと同様とする。（平成24年10月、東京国税局口頭回答）

3 東京都と公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携して実施した住宅用太陽エネルギー利用機器促進事業によるグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱い（平成24年6月、東京国税局回答）

	グリーン電力証書を活用して再エネクレジットの発行を受ける場合
i グリーン電力証書を取得した時（金銭等の支出をした時）	【法人税】 グリーン電力証書を取得する際に支出する金銭等の額を仮払金として計上する。 【消費税】 処理なし。
ii 東京都から再エネクレジットを取得した時	【法人税】 上記 i における仮払金の額を無形固定資産等として計上する。 【消費税】 課税仕入れとなる。（注）個別対応方式を採用している場合、①自社使用のために取得する場合は、削減義務対象事業所の業務・取引内容により用途区分を判定、②第三者への転売目的で取得する場合は、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに該当する。
iii 自社使用（償却目的による義務充当口座への再エネクレジットの移転時）	【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入する。この場合の損金の額は、移転（償却）時の帳簿価額となる。 【消費税】 資産の譲渡等に該当しない（処理なし）。
iv 第三者へ売却した時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、売却時の帳簿価額となる。 【消費税】 課税売上げとなる。

（注）本件の排出量取引における取引価格は、第三者間の取引、削減義務者自らが超過削減量（クレジット）を創出するための費用その他経済事情を参照した適正なものによっていることを前提とします。個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

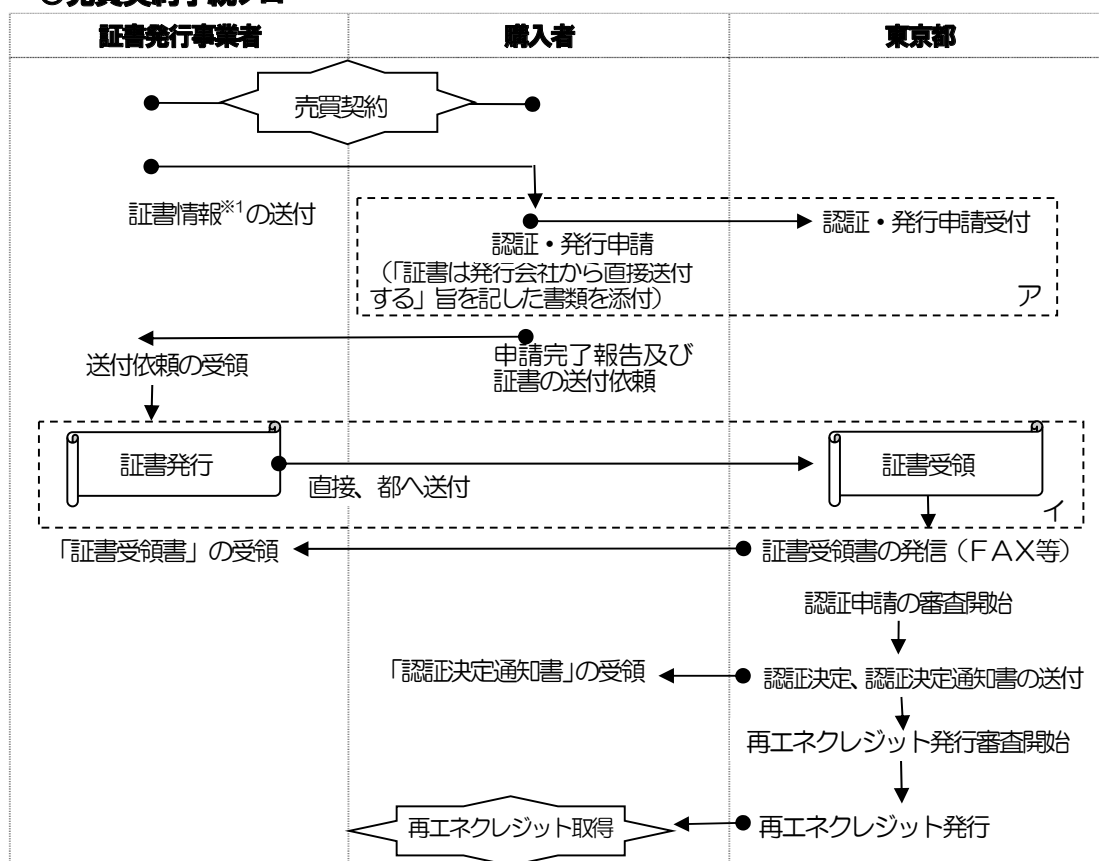
3(61) 削減量クレジットの税務処理(続き1)

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

4 公社以外が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱い

- ・都が示した契約書の例及び売買契約手続フローによる取引を行う場合は、3 公社が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取扱いと同様とする。(平成25年3月、東京国税局口頭回答)

○売買契約手続フロー



※1 証書情報とは、再生可能エネルギーの種類、シリアル番号、認証発電量等の認証申請に必要な情報を指す。

【手続フローのポイント】

- ア 購入者は証書売買契約後、証書が発行されるよりも前に都へ「その他削減量に係る電力等の認証申請書」及び「振替可能削減量等発行等申請書」を提出する。この際には、「証書は、発行会社から都へ送付する」旨を記した添付書類をつける。
- イ 発行された証書は、発行事業者から直接都へ送付されるため、証書自体が購入者の手元に渡ることはない。

○契約書の例(抜粋)

(目的)
第1条 本契約は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)に規定される総量削減義務と排出量取引制度に基づき、買主がグリーン電力証書の環境価値を変換した再エネクレジットを取得し、削減義務を履行するため、売主から買主へのグリーン電力証書の譲渡について規定することを目的とするものである。

(グリーン電力証書の譲渡)
第2条 売主は買主に対し、次の条件に基づきグリーン電力証書を譲渡するものとする。
(1) グリーン電力証書として売主が買主に譲渡する電力量(以下「譲渡電力量」という。)は、〇〇〇kWhとする。譲渡電力量の再エネクレジットの量への換算方法は、別紙によるものとする。
(2) 譲渡するグリーン電力証書は削減義務の履行に利用可能なものとし、売主は、平成〇年〇月〇日までに△△△名義で発行し、東京都に送付するものとする。
(3) 売主は、前号のグリーン電力証書を東京都に送付するにあたり、当該グリーン電力証書の記載内容に係るグリーンエネルギー認証センターが発行した設備認定証明書の写し及び電力量認証証明書の写しを、東京都に送付するものとする。

2 買主は、前項により発行されたグリーン電力証書の名義若しくは使用目的を変更し、又はこれを第三者に譲渡することはできないものとする。

(再エネクレジットの取得)
第3条 買主は、本契約に基づき発行されるグリーン電力証書について、平成〇年〇月〇日までに、条例及び再エネクレジット算定ガイドラインに基づき電力量の認証の申請及び振替可能削減量の発行の申請を東京都に対して行うものとし、当該申請の後速やかに、その旨を売主に通知するものとする。

(別紙)
＜譲渡電力量の換算方法について＞
売主が買主へ引き渡すグリーン電力証書に表記された電力量の再エネクレジットの量への換算は、次の計算式によるものとする。

(計算式)
太陽光、風力、地熱又は小水力による発電の場合
再エネクレジット(tCO₂) = 譲渡電力量(kWh) × 電力のCO₂排出係数(tCO₂/千kWh) ※ ÷ 1,000 × 1.5
(小数点以下切り捨て)

バイオマスによる発電の場合
再エネクレジット(tCO₂) = 譲渡電力量(kWh) × 電力のCO₂排出係数(tCO₂/千kWh) ※ ÷ 1,000 × 1.0
(小数点以下切り捨て)

※CO₂排出係数は、各削減計画期間ごとに東京都が定める数値

【契約書に必ず記載すべき内容】

- ✓買主が、都条例に基づきグリーン電力証書の環境価値を再エネクレジット化して取得し、義務に利用することが記されていること。
- ✓証書が発行事業者から都へ送付される旨が記されていること。
- ✓譲渡電力量のtCO₂への換算方法である計算式が記されていること。